

青梅市役所本庁舎電力調達仕様書

青梅市を発注者とし、契約電気事業者を受注者として、青梅市役所本庁舎の電力調達については、この仕様書に定めるものとする。

1 受注者は、契約書および本仕様書の示すところにより契約を履行しなければならない。

2 この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務の細目については、発注者の指示に従わなければならない。

また、本業務の仕様書に示されていない事項については、双方協議の上、解決するものとする。

3 受注者は、業務履行に当たり事故等防止に努めなければならない。

なお、万一事故等が発生した場合書面をもって発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、非常事態発生に対処するための連絡体制を確立させておくとともに、発注者が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。

5 受注者は、業務の履行に起因して、発注者および第三者に損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うものとする。

6 受注者は、発注者が貸し出した書類ならびに、業務で知り得たことは第三者に漏らしてはならない。

7 本契約業務の履行に必要な機器類は、受注者が用意しなければならない。

8 施設の概要

(1) 電力供給施設

ア 施設の名称 青梅市役所本庁舎

イ 所在地 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

(2) 業種および用途

行政執行機関

(3) 供給期間

令和9年4月1日午前0時から令和12年3月31日午後12時まで

9 仕様

(1) 供給電気方式

ア	供給方式	交流三相３線式
イ	受電方式	１回線受電
ウ	供給電圧（標準電圧）	別紙１のとおり
エ	計量電圧（標準電圧）	別紙１のとおり
オ	標準周波数	別紙１のとおり

(2) 契約電力および予定使用電力量等

ア	契約電力	別紙１のとおり
イ	予定使用電力量	別紙１のとおり
ウ	月別予定使用電力量	別紙２のとおり。ただし、気象条件や社会経済情勢により増減する可能性がある。
エ	月別最大需要電力実績	別紙３のとおり
オ	使用電力量状況報告	別紙３のとおり

(3) 電気工作物の財産分界点

別紙１のとおり

(4) 保安上の責任分界点

別紙１のとおり

(5) 電力量等の検針

ア	自動検針装置	別紙１のとおり
イ	電力会社の検針方法	別紙１のとおり
ウ	計量器	別紙１のとおり

(6) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は次に掲げる方法により行うものとする。

電気料金の計算は、次のア～エおよびア～エ合計して得た金額とする。

ア 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円とみなして算定するものとする。

イ 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ご

との使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

ウ 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準ずる、もしくは、受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費調整額に係る制度の改正があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

また、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を 0 円とみなして算定するものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

オ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(7) 見積金額算出方法

ア 燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は発注者が指定する期間で算出すること。

イ 燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお、受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本見積において指定する貿易統計、エリアプライス、30 分値を使用して燃料費等調整費を算出すること。また、算定諸元に記載された各種係数について契約期間内は変更がないものとする。

ウ 環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

エ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

オ 本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

カ 各使用月の力率は一律100%とする。

キ 燃料費等調整単価等の算定にあたっては令和8年10月使用分の電気料金の算定に使用する値を用いること。

(8) 供給電気の要件等

供給電力には再生可能エネルギー電気を含めるものとし、その割合は任意とする。また、その環境価値について、発注者に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は以下のいずれかとする。

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気をセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）

イ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってF I T非化石証書およびトラッキング付非F I T非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

10 契約方法および支払方法

(1) 契約方法

基本料金（単価）および電力量料金（単価）を定め、月ごとに契約電力および使用電力量に応じて料金を支払う単価契約とする。

(2) 支払方法

請求書には内訳書を添付すること。

ア 内訳書内容（原則として、以下の内容を記載すること。）

(ア) 施設名

(イ) 電力種別

(ウ) 設備容量、契約電力、最大電力

(エ) 使用電力量

(オ) 力率

(カ) 基本料金（単価）

(キ) 電気料金（夏季・その他の料金等の単価）

(ク) その他必要事項

11 その他の事項

(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える様な負荷施設は特に有していない。

(2) 使用電力量、最大需要電力および力率の実績は、別紙3のとおり。

(3) 力率の変動その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力および最大需要電力の単位は「1キロワット」とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

イ 使用電力量は「1キロワットアワー」とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は「1円」とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税および地方消費税相当額の単位は「1円」とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

オ 力率の単位は「1パーセント」とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

(5) 電力量等の検針に必要な機器準備および機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。

青梅市役所本庁舎設備概要

需 要 場 所	青梅市東青梅1丁目11番地の1
業種および用途	行政執行機関
予定使用電力量(履行期間内)	4,672,497 [kWh]
予定契約電力	800 [kW]
供給電気方式	交流三相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000 [V]
計量電圧(標準電圧)	6,000 [V]
標準周波数	50 [Hz]
受電方式	1 回線受電方式
蓄熱式負荷設備	有
非常用発電設備	875kVA×1台
太陽光発電設備	30 [kW]
自動検針装置	有
電力会社の検針方法	記録型計量器
計量器の構成	電力需要用複合計器(通信機能有)
需給地点/電気工作物の財産分界点	需要場所における青梅市の設置した第1号柱上の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と青梅市の開閉器電源側接点。
保安上の責任分界点	電気工作物の財産分界点に同じ

仕様書別紙 2

月別予定使用電力量

(単位：kWh)

年 月	予定使用電力量
令和 9 年 4 月	90,454
令和 9 年 5 月	85,582
令和 9 年 6 月	126,238
令和 9 年 7 月	168,312
令和 9 年 8 月	161,040
令和 9 年 9 月	141,038
令和 9 年 10 月	93,991
令和 9 年 11 月	99,845
令和 9 年 12 月	142,783
令和 10 年 1 月	157,802
令和 10 年 2 月	144,314
令和 10 年 3 月	146,100
小計	1,557,499

(単位：kWh)

年 月	予定使用電力量
令和 10 年 4 月	90,454
令和 10 年 5 月	85,582
令和 10 年 6 月	126,238
令和 10 年 7 月	168,312
令和 10 年 8 月	161,040
令和 10 年 9 月	141,038
令和 10 年 10 月	93,991
令和 10 年 11 月	99,845
令和 10 年 12 月	142,783
令和 11 年 1 月	157,802
令和 11 年 2 月	144,314
令和 11 年 3 月	146,100
小計	1,557,499

(単位：kWh)

年 月	予定使用電力量
令和 11 年 4 月	90,454
令和 11 年 5 月	85,582
令和 11 年 6 月	126,238
令和 11 年 7 月	168,312
令和 11 年 8 月	161,040
令和 11 年 9 月	141,038
令和 11 年 10 月	93,991
令和 11 年 11 月	99,845
令和 11 年 12 月	142,783
令和 12 年 1 月	157,802
令和 12 年 2 月	144,314
令和 12 年 3 月	146,100
小計	1,557,499

履行期間合計

4,672,497

月別使用電力量実績

契約者：東京電力エナジーパートナー株式会社

年 月	使用電力量 (kWh)	最大需要電力 (kW)	力率 (%)
令和 7 年 4 月	90,454	365	100
令和 7 年 5 月	85,582	398	100
令和 7 年 6 月	126,238	401	100
令和 7 年 7 月	168,312	485	100
令和 7 年 8 月	161,040	521	100
令和 7 年 9 月	141,038	504	100
令和 7 年 10 月	93,991	348	100
令和 7 年 11 月	99,845	377	100
令和 7 年 12 月	142,783	410	99
令和 8 年 1 月	157,802	497	99
令和 8 年 2 月	144,314	454	99
令和 8 年 3 月	146,100	410	100
合計	1,557,499	5170	-
年平均	129,792	431	100
年最大	1,557,499	5170	100
年最小	93,991	348	99

特定電源割当証明書

青梅市長

○○県○○市○○
株式会社○○○
代表取締役 ○○ ○○

株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○

以下のとおり青梅市役所本庁舎に電気を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値が、●●●に移転したことと及び当該価値がいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 ○○○○
需要施設名 青梅市役所本庁舎
需要施設住所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
契約電力 800kW

2 供給期間 令和○年4月1日～令和○年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は次頁のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来 電力 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

担当者等連絡先	
部署名	
責任者名	
担当者名	
TEL	
E-mail	

4 環境価値の属性情報（見込みを含む。）

[illegible]